

## 概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に残存する障害は、障害等級第2級に該当するとして、障害等級第3級として認定した原処分を取り消した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は通勤途中の交通事故により負傷した。負傷後、○病院を受診し「脳挫傷、通過症候群、多発骨折、全身打撲、外傷性くも膜下出血、気脳挫傷」と診断され、加療の結果、平成○年○月○日に治癒となった。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第3級に該当するとして、同等級に応じる障害給付を支給する旨の処分を行った。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

本件決定は後遺障害の等級の判断を誤っており、①高次脳機能障害と外傷性てんかんを総合的に評価して3級3号、②嗅覚脱失で12級12号準用、③聴力障害で14級2号の2として併合2級とし認定されるべきである。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

- (1) 高次脳機能障害について、（障害等級第5級の1の2）に該当する。
- (2) 身体性機能障害について、医師意見書より、障害等級に該当しない。
- (3) その他の特徴的な障害について、脳波では異常所見が認められ、抗てんかん薬の投与が必要との意見であることから「発作の発現はないが、脳波上に明らかにてんかん性棘波を認めるもの」（障害等級第12級の12（準用））に該当する。
- (4) 嗅覚脱失について、（障害等級第12級の12（準用））に該当する。
- (5) 聴力障害について、医師意見書より原因については、側頭骨骨折による左鼓室血腫のため、純音聴力検査で55dBとの意見であることから「1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声で解することができない程度になったもの」（障害等級第14級の2の2）に該当する。

以上より、請求人に残存する障害は(1)高次脳機能障害と(3)外傷性てんかんと(4)頭部外傷による嗅覚障害と(5)聴力障害である。同一系列である(1)と(3)と(4)の障害については併合の方法を用いて準用等級を定め、準用第4級となるが、総合評価し障害等級第3級となり、系列の異なる(5)の障害と併合第3級と決定した。

### 4 審査官の判断

#### (1) 請求人に残存する障害

ア 高次脳機能障害	第5級の1の2に該当
イ 外傷性てんかん	第12級の12に該当
ウ 嗅覚脱失	準用第12級の12（局所の神経系統の障害）に該当
エ 聴力障害	第14級の2の2に該当

#### (2) 結論

以上から、請求人の障害の程度は、同一系列である高次脳機能障害、外傷性てんかん、嗅覚脱失については併合の方法により準用第4級となるところ、主治医意見が随時介護の必要性を認めていることを踏まえて総合評価すると、神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するものとして障害等級第2級の2の2に該当するものと認められる。これに、異なる系列の聴力障害第14級を併合して、障害等級併合第2級と決定するのが妥当と判断する。

したがって、監督署長が請求人に対して行った障害等級第3級に応じる障害給付を支給するとした旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。